

令和 6 年度

特定侵害訴訟代理業務試験

〔事例問題 1〕

《注 意》

1. 試験問題は、監督員から試験開始の合図があるまで開かないでください。
2. 問題集はどのページも切り離してはいけません。
3. 試験時間は、9 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分までの **3 時間**です。
試験開始後 3 0 分間と試験終了前 1 0 分間は、試験室から退室できません。
退室可能な時間帯に退室希望される場合、挙手の上、監督員の指示に従ってください。
4. 試験中は、次のもの以外は、机の上に置かないでください。
○受験票 ○筆記具 ○時計
受験票は、受験番号が記載されている面を表にして、通路側に置いてください。
試験時間中の付せん紙の使用は認めておりません。
5. 問題の解答は、**黒又は青インク**（消しゴムや摩擦熱等で消せるものは不可とします。）
のボールペン又は万年筆を用い、解答用紙の実線枠内に楷書で丁寧に記入してください。
前記以外の筆記具で記入した場合には無効となります。解答用紙の下書きとして、鉛筆で記入することはできますが、試験時間終了までに消しゴムで綺麗に消してください。
試験問題及び試験時に配付するメモ用紙については、マーカー（蛍光ペンを含みます。）及び色鉛筆等で記入することができます。
6. 解答用紙の枠外及び用紙裏面に記入された解答は、採点対象といたしません。
7. 貸与法文は、書き込み及び折り曲げをしないでください。
8. アラーム付きの時計は、音を鳴らさないでください。スマートウォッチや携帯電話、ウェアラブル端末等の電子機器類は、電源を切って鞆にしまってください。
9. 試験中の喫煙及び飲食は、禁止とします。ただし、水分補給のため、蓋付きのペットボトル（5 0 0 ml 程度）に入った飲料は 1 本に限り、飲むことができますが、机上に容器を置かず、必ず蓋を締めて足下に置いてください。
10. **書き損じや汚損等による解答用紙の追加配付や取替えは行いません。**
11. 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
12. 試験終了の合図があったら直ちに筆記具を置いてください。
13. 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした場合、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止します。
14. この問題集は、試験終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中で退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、下欄の実線枠内に受験番号及び氏名を記入し、監督員に預けてください。試験時間終了後、受験者が退出してから 5 分以内に、試験を受けた試験室に取りに来てください。

受験番号	氏 名

[事例問題 1] (50点)

【問題】

問 1 起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙 1 (甲第 2 号証・特許公報) 及び別紙 2 (原告代表者 (甲村大助) の言い分) に基づいて、別紙 3 (訴状) の空欄 1 ～ 9 に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注 1 現在施行されている法令と、現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注 2 甲第 1 号証の添付は省略しています。

注 3 弁護士費用及び弁理士費用は請求しないものとします。

注 4 遅延損害金の起算日は、訴状送達日の翌日からとします。

注 5 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係がありません。

注 6 この問題の事例は、架空の事案です。

問 2 小問

(1) 以下の設問ア及びイについて、各事案を前提に、空欄①から⑥に入る適切な語句又は文章を解答してください。

なお、以下の注に留意してください。

注 1 空欄①及び②には、可能な限り最大の金額を解答してください。

注 2 空欄③及び⑤には、選択肢の中から適切な語句を選び、その選択肢を解答してください。

注 3 空欄④及び⑥には、結論に至る理由を文章で解答してください。

注 4 各事案はそれぞれ独立しているものとします。

注 5 事案に登場する各当事者間には、事案に記載されたもの以外の契約は存在しないものとします。

注 6 空欄の大きさは解答すべき内容及び分量と関係がありません。

ア＜事案 1＞

甲は、甲が保有する特許権について、乙に対し、ライセンス料を 1000 万円として、通常実施権を許諾することとした。これを受けて、甲、乙及び乙の関係会社である丙はライセンス契約を締結した。

ライセンス契約締結後、乙は、投資戦略の失敗から資金繰りが悪化したため、同契約に関するライセンス料の支払いを全く行わなかった。

(ア) 上記事案 1 において、ライセンス契約には、丙が乙の甲に対するライセンス料支払債務について連帯保証することが定められていたとする。この場合、甲が、丙に対して 1 0 0 0 万円を請求し、丙が甲に 1 0 0 0 万円を支払ったときは、丙は、乙に対して、①円を求償できる。

(イ) 上記事案 1 において、乙と丙が利益を折半とする合意のもと許諾製品の製造、販売を共同で行っていたことから、ライセンス契約には、甲に対するライセンス料支払債務が乙と丙の連帯債務と定められていたとする。この場合、甲が、丙に対して 1 0 0 0 万円を請求し、丙が甲に 1 0 0 0 万円を支払ったときは、丙は、乙に対して、②円を求償できる。

イ＜事案 2＞

メーカーである甲は、商社である乙との間で、甲が乙に製品 A を売り渡す売買基本契約（「本基本契約」）を締結した。本基本契約には、下記条項が含まれていた。

記

第 X 条

- 1 甲は、製品 A が第三者の特許権等の産業財産権を侵害しないことを保証する。
- 2 万一、第三者から製品 A が第三者の特許権等を侵害したとする請求があった場合には、甲の負担と責任において処理解決するものとし、乙には損害を掛けない。

乙が、製品 A を本基本契約に基づき甲から仕入れた上で販売していたところ、丙が乙に対し、製品 A は丙の特許 P に係る特許権を侵害するものであるとして特許権侵害訴訟を提起した。

そこで、乙は、甲に対し、訴訟対応についての協力を求めた。

(ア) 上記事案 2 において、甲は、資料準備中と回答するのみで、乙に全く協力することなく 2 年が経過した。このため、乙は十分な反論ができず、最終的に乙に損害賠償を命じる判決が確定し、乙は丙に

対し賠償金を支払った。

そこで、乙は甲に対し、本基本契約第X条に基づき丙に支払った賠償金の支払を請求したところ、甲は、製品Aが特許Pの技術的範囲に属さないことが明らかに認められる実験結果資料を提示し、製品Aは丙の特許Pに係る特許権を侵害するものではないことを理由として、乙の請求を拒否した。

この場合、乙は甲に対し、本基本契約の債務不履行を理由として損害賠償を請求することが ③ a できる。 b できない。 それは、④からである。

(イ) 上記事案2において、甲は、乙に対し、即座に特許Pが無効になることが明らかに認められる無効資料を提供するとともに、特許Pについて無効審判請求を1か月以内に行うと説明した。

しかし、乙は、丙が乙の大口顧客であり、丙の特許権の無効を主張することは丙との取引関係を破壊しかねないと憂慮し、当該無効資料に基づく主張を訴訟において一切行わなかった。

そして、乙は、甲から特許Pについて無効審判請求を行ったと報告された翌日、訴訟外で丙と和解し、丙に対して和解金を支払った。その後、甲が行った無効審判手続において特許Pの無効が確定した。

この場合、乙は甲に対し、本基本契約の債務不履行を理由として損害賠償を請求することが ⑤ a できる。 b できない。 それは、⑥からである。

(2) <事案>

乙は、製品A及び製品Bを販売していた。

甲は、乙が製品Aを販売した行為は、甲が保有する特許権を侵害するとして、乙を被告として、損害賠償を求める訴訟を提起した。

甲は、訴状において、特許法102条1項1号に基づく損害額の算定を主張し、「乙が販売した製品Aの個数は1000個である」と主張した。

侵害論について審理が行われた結果、裁判所は、製品Aについて特許権侵害が認められるとの心証を得た。そこで、裁判所は、第6回弁論準備手続期日において、乙に対し、訴状における損害額の算定についての主張に対する詳細な認否を行うよう求めた。

これを受けて、乙が自己の帳簿を確認し、帳簿に記載されていた製品Aの販売個数を計算したところ、その個数は1000個となった。そこで、

乙は、「被告が販売した製品 A の個数が 1 0 0 0 個であることについては、認める。」と記載した被告準備書面を作成し、第 7 回弁論準備手続期日の 1 週間前に裁判所に提出した。

上記事案を前提に、以下の各設問に解答してください。なお、各設問はそれぞれ独立しているものとします。

ア 第 7 回弁論準備手続期日において、裁判官から被告準備書面を陳述するかどうか聞かれた乙は、「陳述します。」と口頭で述べた。

その後の審理において、乙が販売した製品 A の個数については、甲・乙のいずれからも何ら証拠が提出されることがないまま、裁判所は口頭弁論を終結した。

裁判所は、判決において、乙が販売した製品 A の個数について、いかなる判断をすべきか。その理由も説明せよ。

イ 乙が被告準備書面を提出した後、第 7 回弁論準備手続期日が行われる前に、乙が帳簿を再度確認したところ、製品 A の販売個数を計算した際、誤って製品 B の販売個数を加算しており、乙が販売した製品 A の個数は、実際には 5 0 0 個であることが判明した。

そこで、乙は、第 7 回弁論準備手続期日において、裁判官から被告準備書面を陳述するかどうか聞かれた際、「被告準備書面には『被告が販売した製品 A の個数が 1 0 0 0 個であることについては、認める。』と記載しましたが、これは誤りであるため、訂正します。製品 A の販売個数を計算した際、誤って製品 B の販売個数を加算していました。製品 A の実際の販売個数は 5 0 0 個です。」と口頭で述べた。

裁判所は、乙による被告準備書面の記載の訂正を認めるべきか。その理由も説明せよ。

ウ 第 7 回弁論準備手続期日において、裁判官から被告準備書面を陳述するかどうか聞かれた乙は、「陳述します。」と口頭で述べた。

第 7 回弁論準備手続期日の終了後、第 8 回弁論準備手続期日が行われる前に、乙が帳簿を再度確認したところ、製品 A の販売個数を計算した際、誤って製品 B の販売個数を加算しており、乙が販売した製品 A の個数は、実際には 5 0 0 個であることが判明した。

そこで、乙は、第 8 回弁論準備手続期日において、「被告準備書面には『被告が販売した製品 A の個数が 1 0 0 0 個であることについては、

認める。』と記載しましたが、これは誤りであるため、撤回します。製品 A の販売個数を計算した際、誤って製品 B の販売個数を加算していました。製品 A の実際の販売個数は 5 0 0 個です。」と口頭で述べた。

これを受けて、裁判官が甲の意見を求めたところ、甲は、「撤回には同意しません。」と口頭で述べた。

その後の審理において、乙から帳簿が証拠として提出され、これを検討した裁判所は、製品 A の実際の販売個数は 5 0 0 個であるとの心証を得た。また、裁判所は、「製品 A の販売個数を計算した際、誤って製品 B の販売個数を加算していた」との乙の説明は、十分に信用できるとの心証を得た。

裁判所は、乙による被告準備書面の記載の撤回を認めるべきか。その理由も説明せよ。

なお、この撤回は、時機に後れたものではないものとする。

(別紙 1)
甲第 2 号証

(19) 日本国特許庁 (J P) (12) 特 許 公 報 (B 2) (11) 特許番号
特許第〇〇〇〇〇〇〇号
(P 〇 〇 〇 〇 〇 〇)
(45) 発行日 令和 4 年〇月〇日 (2022. 〇. 〇) (24) 登録日 令和 4 年 10 月 7 日

(51) Int.Cl. F1
(略) (略)

請求項の数 1 (全〇頁)

(21) 出願番号	特願2019-000000 (P2019-000000)	(73) 特許権者	000000000
(22) 出願日	令和1年10月1日 (2019. 10. 1)		甲村商事株式会社
(65) 公開番号	特開2021-000000 (P2021-000000A)		東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号
(43) 公開日	令和3年4月1日 (2021. 4. 1)	(74) 代理人	000000000
審査請求日	令和〇年〇月〇日 (〇. 〇. 〇)		弁理士 甲山 二郎
		(72) 発明者	甲村 大助
			東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号
			甲村商事株式会社内
		審査官	〇〇 〇〇
			(略)

(54) 【発明の名称】 ペットのトイレ仕付け用ケージ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

複数パネルが連結されたペット用ケージ本体の内部で、収容したペットのトイレの仕付けを行うペット用ケージにおいて、

前記ケージ本体の内部空間がパーティションによって仕切られることにより住居スペースとトイレスペースに区画され、

前記パーティションには、ペットが出入り可能な仕切出入口が開口されるとともに、この仕切出入口を開閉する仕切扉が設けられ、この仕切扉を介して住居スペースとトイレスペースとの間をペットが行き来できるようにあるいは行き来が規制されるように構成されたことを特徴とするペットのトイレ仕付け用ケージ。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【 0 0 0 1 】

本発明は、内部に犬や猫などのペットを入れてトイレの仕付けを行うペットのトイレ仕付け用ケージに関する。

【背景技術】

【 0 0 0 2 】

従来、ペット用ケージは、複数のパネルを連結し、これらのパネルで囲まれた内部にペットを収容しており、ケージの内部空間は、仕切られることなく 1 つの空間として構成されていた。

20

【 0 0 0 3 】

ところで、ペット、特に犬や猫の飼い主は、ケージ内にペット用トイレを設置してペットに使用させる場合が多く、ペットにトイレの仕付けを行う際、飼い主がペットの排泄時が近づいたと察知すれば、まずペットをトイレに誘導し、ペットがトイレで排泄を終えると、トイレで排泄ができたことを誉めて学習させるという手順を踏んでいた。

【先行技術文献】

【特許文献】

【 0 0 0 4 】

【特許文献 1】 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

しかしながら、上記した従来の一般的なペット用ケージにおいては、その内部にペット用トイレを設置すると、ペットの住居空間が狭くなる上に、ケージ内にペット用トイレ以外に食器やベッドが設置されると、ペットの尿が食器やベッド上にまで飛散する可能性があるなど、衛生上好ましくなく、ペットがケージ内で快適に過ごせないという問題が存在した。また、従来ケージでは、ペット用トイレと住居空間との境界がないので、飼い主がペットをトイレに誘導し難く、たとえトイレへの誘導に成功しても、ペットがトイレの上で静止し難く、ペットに対するトイレの仕付けが困難であった。

10

【0006】

本発明は、このような事情に鑑みて創作されたものであり、ペット用ケージ内部が住居スペースとトイレスペースに区画され、トイレの仕付けが容易で、使い勝手が良く、ペットが快適に過ごすことができるとともにペットの衛生面にも配慮したペットのトイレ仕付け用ケージを提供するものである。

【課題を解決するための手段】**【0007】**

上記の目的を達成するために本発明は、複数パネルが連結されたケージ本体の内部で、収容したペットのトイレの仕付けを行うペット用ケージにおいて、前記ケージ本体の内部空間がパーティションによって仕切られることにより住居スペースとトイレスペースに区画され、前記パーティションには、ペットが出入り可能な仕切出入口が開口されるとともに、この仕切出入口を開閉する仕切扉が設けられ、この仕切扉を介して住居スペースとトイレスペースとの間をペットが行き来できるようにあるいは行き来が規制されるように構成されていることを特徴とする。

20

【0008】

この発明によれば、ケージ本体の内部空間が住居スペースとトイレスペースに区画されているので、トイレスペースにペット用トイレを置くための空間として使用することができる。したがって、ケージ本体内にペット用トイレを置いた場合であっても、ペットは、住居スペースでゆとりを持って快適に過ごすことができる。また、住居スペースには、食器やベッドを置くことができるので、使い勝手が良い。

30

【0009】

また、住居スペースとトイレスペースとの間はパーティションによって仕切られ、このパーティションに仕切出入口が開口されているので、トイレの仕付けを行う際に、飼い主がペットをトイレに誘導しやすく便利である。

【0010】

さらに、この仕切出入口を開閉する仕切扉が設けられ、この仕切扉を介して住居スペースとトイレスペースとの間をペットが行き来できるように構成されているので、仕切扉の開閉に応じてペットをトイレスペースに誘導したり住居スペースに誘導したりすることができる。

【発明の効果】

40

【0011】

本発明によれば、ペットに対するトイレの仕付けを簡単に使い勝手良く行うことができ、ペットが快適に過ごせるペットのトイレ仕付け用ケージを提供することが可能になる。

【図面の簡単な説明】**【0012】**

【図1】本発明に係るペットのトイレ仕付け用ケージの全体斜視図である。

【図2】ペットのトイレ仕付け用ケージの各扉を開けた状態を示す斜視図である。

【図3】ペットのトイレ仕付け用ケージを分解して示す斜視図である。

【図4】住居スペースとトイレスペースとを区画するパーティションを部分拡大して示す

50

斜視図である。

【図 5】 ケージ本体内に設置するトレーを示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

本発明の実施形態を、図を参照しながら説明する。

【0014】

図 1 は本実施形態のペットのトイレ仕付け用ケージ 1 の全体図である。このペットのトイレ仕付け用ケージ 1 は、複数のパネル 2 a、2 b、2 c、2 d が連結されたケージ本体 2 と、ケージ本体 2 の下部に取り付けられたトレー 6 とを備え、ケージ本体 2 の内部空間は、パーティション 4 によって仕切られ、住居スペース 1 a とトイレスペース 1 b に区画 10

【0015】

ケージ本体 2 は、正面・背面・左右の側面の 4 枚のパネル 2 a、2 b、2 c、2 d が周囲壁を形成するように連結されており、各パネル 2 a、2 b、2 c、2 d の隣り合うパネル同士は、固定棒 2 0 によって固定されている。

【0016】

各パネル 2 a、2 b、2 c、2 d は、木製の上フレーム 2 1 と下フレーム 2 2 と、これら上フレーム 2 1 と下フレーム 2 2 との間に取り付けられる金属製の網状体から構成される。

【0017】

正面パネル 2 a の上フレーム 2 1 と背面パネル 2 b の上フレーム 2 1 において、住居スペース 1 a とトイレスペース 1 b の境界に対応する位置には、パーティション 4 をはめ込むパーティションはめ込み部 2 1 a が切り欠かれている。 20

【0018】

正面パネル 2 a の住居スペース 1 a に対応する側には、ペットが出入り可能なペット出入口 2 e が開口されており、このペット出入口 2 e を開閉するペット用扉 3 が開閉自在に取り付けられている。

【0019】

ペット出入口 2 e は、正面パネル 2 a の下端部から上端部にわたって広く開口されてペットが出入りしやすいようにされているが、ペットが出入り容易であれば開口の程度はこれに限られず、様々な大きさの開口を取り得る。 30

【0020】

パーティション 4 は、仕切フレーム 4 1 と網状体とが組み合わされたパネルで構成され、仕切出入口 4 a が開口されている（図 2、図 3、図 4 参照）。

【0021】

仕切フレーム 4 1 は、両端に挿入部 4 2 が形成された断面矩形状の角材であって、挿入部 4 2 をケージ本体 2 の仕切体はめ込み部 2 1 a にはめ込むことにより、パーティション 4 をケージ本体 2 に取り付ける。

【0022】

仕切出入口 4 a は、パーティション 4 の下端部から上端部にわたって広く開口されて、ペットが出入りしやすいように図られており、この仕切出入口 4 a を開閉する仕切扉 4 3 が開閉自在に取り付けられている。これによって、ペットの飼主は、ペットのトイレの仕付けを行う際にはトイレスペース 1 b へとペットを誘導し、トイレの終了後には、ペットを住居スペース 1 a へと移動させることを容易に行うことが可能であり、トイレの仕付け中であっても、住居スペース 1 a を清潔に保つことができる。 40

【0023】

仕切扉 4 3 は、パーティション 4 の網状体の上部の横線材 4 4 に吊下げ部材 4 5 を介してスライド可能に設けられているが、仕切扉の構成としてはスライド方式に限られるものではなく、ペットが出入り可能な仕切出入口が開閉できるものであれば、様々な方式を採用することが可能である。 50

【産業上の利用可能性】

【0024】

本発明は、ケージ本体の内部空間がパーティションによって仕切られて住居スペースとトイレスペースとに区画され、このパーティションにはペットが出入り可能な仕切出入口が開口されるとともに、この仕切出入口を開閉する仕切扉が開閉自在に取り付けられているから、トイレの仕付けが容易なペットのトイレ仕付け用ケージに適用できる。

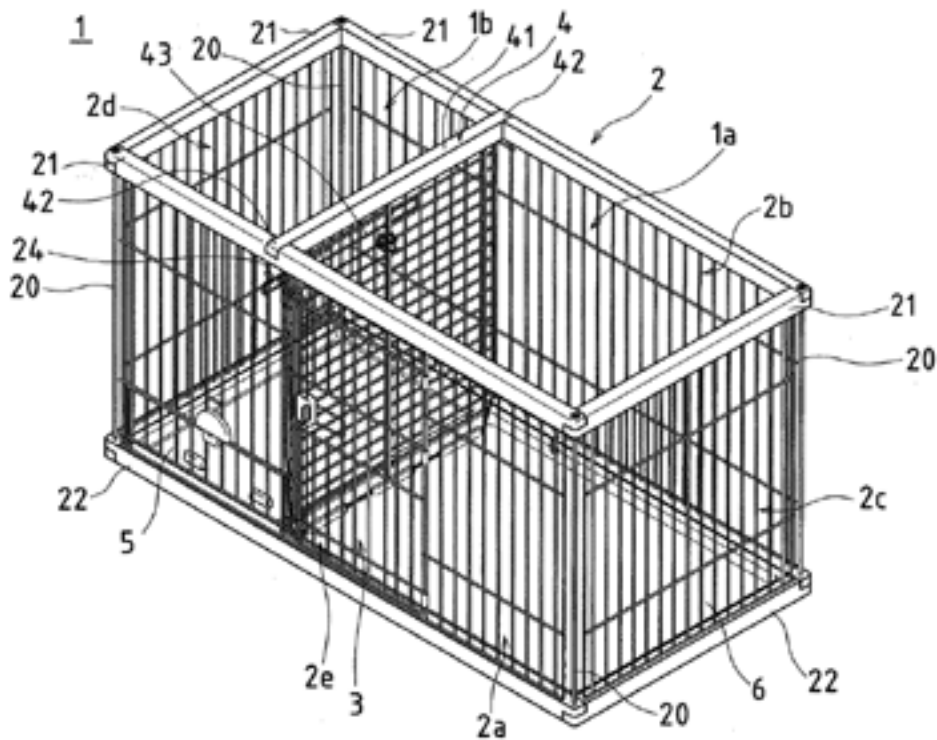
【符号の説明】

【0025】

- 1 ペットのトイレ仕付け用ケージ
- 1 a 住居スペース
- 1 b トイレスペース
- 2 ケージ本体
- 3 ペット用扉
- 4 パーティション
- 4 a 仕切出入口
- 4 3 仕切扉
- 5 トイレ用扉
- 6 トレー

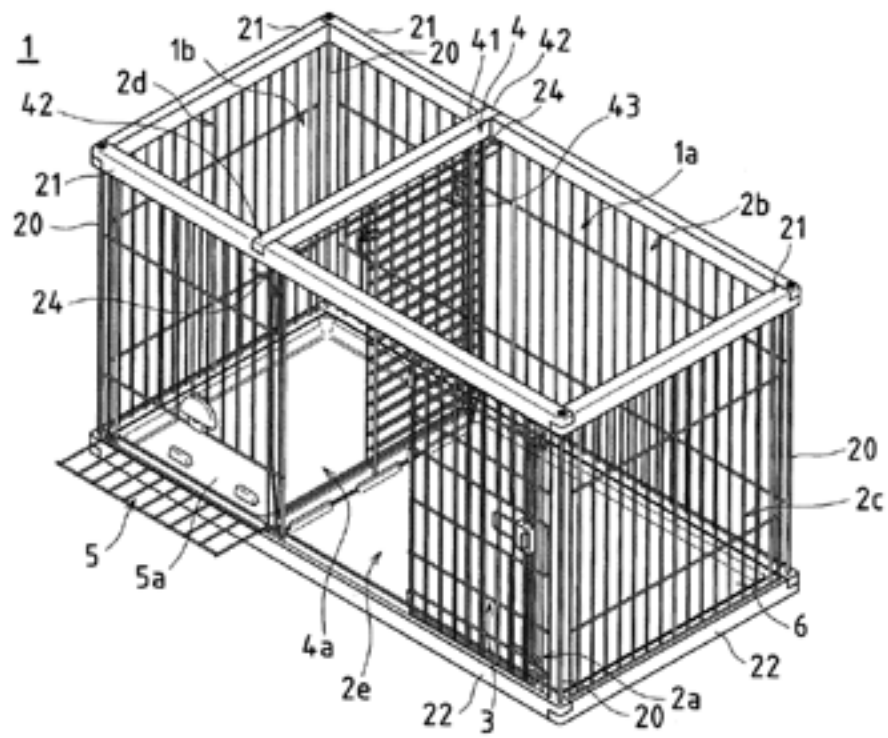
10

【図1】



(5)

【图 2】



【图 3】

以下省略

原告代表者（甲村大助）の言い分

1. 私は、甲村商事株式会社（以下、「当社」といいます）の代表取締役である甲村大助と申します。当社は、ペット関連用品の製造・販売や輸出入等を業としています。本日は、株式会社乙山商会（代表取締役 乙山夏子 以下、「乙山商会」といいます）が日本国内で販売している、ペット用ケージ組立キット「ペットのおうち」が当社の保有する特許権を侵害しているのではないかと考えて、先生に御相談に参りました。
2. 当社では、創業以来、ペット好きの社長である私自身が自らのアイデアを活用して特許権等の知的財産権を活用し、堅実に利益を挙げてきました。そのような中で、社員から聞いた、「ペットのトイレのしつけに困っている」という一言をヒントに、ペットのトイレのしつけを行うとともにペットがケージ内で快適に過ごせるようにしてもらいたいという思いから開発したのが当社製品のペット用ケージ（商品名：「ペットハウス」）でした。当社は「ペットハウス」を令和 2 年 4 月から販売しています。当社は、「ペットハウス」に関する発明について、特許出願を行い、令和 4 年 1 0 月 7 日に特許登録がされました。（以下、登録された同特許権に係る発明を「本件特許発明」といいます）。本日は資料として、特許公報（別紙 1）を持参したので、御確認ください。
3. 本件特許発明について説明します。

従来、ペットの飼い主は、ペット用のケージ内にペット用トイレを設置してペットに使用させていましたが、ペットにトイレの仕付けを行う際、飼い主がペットの排泄が近づいたと察知すれば、まずペットをトイレに誘導し、ペットがトイレで排泄を終えると、トイレで排泄ができたことを誉めて学習させるという面倒な手順を踏む必要がありました。ペット用ケージ内部にペット用トイレを設置すると、ペットが普段住む空間が狭くなってしまいう上、ケージ内にペットの食事用食器や睡眠用ベッドを設置すると、ペットの尿がこれらの上に飛散する場合もあるなど、衛生上好ましくなく、ペットがケージ内で快適に過ごせないという問題がありました。

本件特許発明は、そのようなペット飼育に当たっての衛生面の懸念を解決するためなされたもので、本件特許発明の構成を備えた「ペットハ

ウス」は、従来にはなかった製品としてお客様から好評を得ています。

4. ところで、当社は、最近、当社の長年のライバルである乙山商会在「ペットのおうち」（以下、「被告製品」といいます）という名称でペット用ケージの組立キットを国内のペットショップ等を中心に卸して販売していることに気がつきました。

当社従業員が、ペットショップで被告製品を入手して調べたところ、被告製品自体は組立て用のキットとして販売されていますが、簡単にケージとして組み立てができ、当該キットを実際に組み立てると、組立て後のペット用のケージが本件特許発明の構成要件を全て満たしていることが確認されました。被告製品の包装箱を見ると、「トイレのトレーニングにも！」などの宣伝文句が付けられ、また、被告製品のキットには、ペット用のトイレとするための専用トレイも含まれていました。

5. 当社から、乙山商会に対しては、既に当社顧問弁護士名義で警告状を送付しており、特許法101条1号の間接侵害を理由とする被告製品の販売差止めとともに、特許法102条1項1号の損害の額の規定に基づいて損害賠償を請求しています。これに対して、乙山商会からは回答書で次のような反論を受けました。以下に、関連部分を抜粋します。なお、被告製品は、回答書中では、「乙山製品」とされています。

「本件特許発明の構成要件Aの『複数パネルが連結された』における『連結』とは、ケージの側面を構成するパネルが物理的に分離不可能に固定されていることを意味すると考えられますが、乙山製品は、組立て用キットとして販売されており、ペット用ケージを組立てた後もケージの側面を構成する4枚のフェンスが上下のフレームに差し込まれているだけで簡単に分離することが可能であるので、『連結』という本件特許発明の構成要件を充足しません。

また、乙山製品は、ペットのトイレの仕付けを行うことが可能な構造ですが、これを必須とするものではなく、その用途をトイレ仕付け用ケージとして販売しているわけではありません。乙山製品をどのように使用するかはユーザーが決めることであり、乙山製品は、本件特許発明の構成要件A及びDにおける『トイレの仕付けを行うペット用ケージ』にも該当しません。

さらに、本件特許発明の構成要件Cにおける『仕切出入口を開閉する仕切扉』とは、本件特許明細書をみると水平横方向に開閉可能なスライ

ド式の戸で、かつ、完全に引き抜けるものではないことが前提とされているのに対し、乙山製品の開口部は、仕切パネルの左右片側を上下垂直方向に動かして完全に引き抜くことによってつくられるものであり、本件特許発明の構成要件Cで想定される『仕切出入口を開閉する仕切扉』にも当たりません。」

6. しかし、上記のような乙山商会の主張は、素人である私が見てもおかしい主張だと思います。先生には、是非、訴状の中で乙山商会の予想される主張については、あらかじめ反論しておいて頂ければと思います。

たしかに、被告製品はケージとして組み立てた後も、簡単に各部品に分離することが可能です。特許明細書にどのように書かれていたかまでよく覚えてはおりませんが、「連結」という言葉について、私の方で、国語辞典を調べますと、例えば広辞苑〔第6版〕では「つらねむすぶこと。むすびあわせること」という意味を有するとされています。

次に、被告製品には「仕切出入口を開閉する仕切扉」が存しないという乙山商会の主張についても、開閉方向が上下なのか横方向なのか、あるいは完全に引き抜けるかどうかなどで大きな違いにはならないのではないのでしょうか。乙山商会のこのような主張には当社として到底納得がいきません。

また、本件特許発明は、たしかに「収容したペットのトイレの仕付けを行うペット用ケージ」、「ケージ本体の内部空間が……住居スペースとトイレスペースに区画され（る）」となっていますが、被告製品は、実際にトイレの仕付けのために住居スペースとトイレスペースとに分けて使用できるにもかかわらず、他の用途にも使用できるからといって「トイレの仕付けを行うペット用ケージ」ではないというのはおかしいと思います。

7. 今回の訴訟で、先生には、被告製品の製造販売及び販売申出の差止めと在庫品の廃棄を全て請求して頂きたいと思います。また、当然ながら、当社は今回の件で売上減少等の大きな損害を被っていますので、金銭的な損害賠償請求を行いたいと思います。警告書での請求と同じく、特許法102条1項1号の損害の額の規定に基づいて損害賠償を請求して頂くようお願いします。

当社にて、取引先の御協力を得て調べたところ、乙山商会は、被告製品の販売を令和5年1月から開始し、令和6年9月末時点までに少なく

とも3000セットを販売していることが分かっています。なお、被告製品の価格は1セット当たり2万円です。

これに対して、「ペットハウス」は販売価格を2万5000円としており、その限界利益率は20パーセントになります。

以上

訴 状

令和 6 年 1 0 月 2 7 日

東京地方裁判所民事部（知的財産部）御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 一 郎 ⑩

原告訴訟代理人弁理士 甲 山 二 郎 ⑩

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
原 告 甲村商事株式会社
代表者代表取締役 甲 村 大 助

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
甲野法律事務所（送達場所）
電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
原告訴訟代理人弁護士 甲 野 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
甲山特許事務所
電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
原告訴訟代理人弁理士 甲 山 二 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

被 告 株式会社乙山商会

代 表 者 代 表 取 締 役 乙 山 夏 子

特許権侵害行為差止等請求事件

訴訟物の価額 金〇〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇〇〇円

請 求 の 趣 旨

- 1

空欄 1

- 2

空欄 2

- 3

空欄 3

4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

原告は、ペット食品・用品の製造・販売及び輸出入を業とする株式会社であり、令和2年4月からペット用ケージ（商品名：「ペットハウス」）（以下「原告製品」という。）を販売している。

被告は、生活用品の企画、製造、販売を業とする株式会社である。

第 2 原告の特許権及び特許発明

1 原告の特許権

原告は次の特許権（以下「本件特許権」という。）を有している（甲第1号証「特許登録原簿謄本」、甲第2号証「特許公報」）。

- (1) 発 明 の 名 称 ： ペットのトイレ仕付け用ケージ
- (2) 出 願 日 ： 令和元年10月1日
- (3) 登 録 日 ： 令和4年10月7日
- (4) 特許登録番号 ： 特許第〇〇〇〇〇〇〇号

2 本件特許発明

(1) 本件特許発明の構成要件

本件特許権の特許請求の範囲の請求項1に係る発明（以下「本件特許発明」という。）を構成要件に分説すると次のとおりのものである。

- A：複数パネルが連結されたペット用ケージ本体の内部で、収容したペットのトイレの仕付けを行うペット用ケージにおいて、
- B：前記ケージ本体の内部空間がパーティションによって仕切られることにより住居スペースとトイレスペースに区画され、
- C：前記パーティションには、ペットが出入り可能な仕切出入口が開口されるとともに、この仕切出入口を開閉する仕切扉が設けられ、この仕切扉を介して住居スペースとトイレスペースとの間をペットが行き来できるようにあるいは行き来が規制されるように構成された
- D：ことを特徴とするペットのトイレ仕付け用ケージ。

(2) 本件特許発明の作用効果

本件特許発明に係るペットのトイレ仕付け用ケージは、「ペットに対するトイレの仕付けを簡単に使い勝手良く行うことができ、ペ

ットが快適に過ごせるペットのトイレ仕付け用ケージを提供することが可能になる」という作用効果を奏するものである（甲第2号証「特許公報」【0011】段落）。

第3 被告の行為及び本件被告製品（組立後）の構成・作用効果

1 被告の行為

被告は、令和5年1月から現在まで、別紙被告製品目録記載のペット用ケージ組立キット（以下「本件被告製品」という。）を製造、販売し及びその販売の申出をしている。

2 本件被告製品（組立後）の構成

本件被告製品は、ペット用ケージ組立キットであり、これを組立てることによって製作されたペット用ケージ（以下「本件被告製品（組立後）」とする）の構成は別紙被告製品説明書記載のとおりであり、本件特許発明の構成要件に対応して分説すると次のとおりである。

- a：本件被告製品（組立後）は、正面フェンス、2枚の側面フェンス、後面フェンスを上下のフレームに差し込まれて結合されたことによって構成されるペット用のケージである。
- b：本件被告製品（組立後）では、前記ケージ本体の内部空間が正面フェンスと後面フェンスとの間に設置される仕切パネルによって仕切られており、ペットの住居スペースとトイレスペースに区画されている。
- c：本件被告製品（組立後）では、設置された前記仕切パネルの中央部を基準に左右片側半分が上下垂直方向へとスライドすることが可能なスライドパネルとなっており、スライドパネルを上

下垂直方向にスライドし、スライドパネルを上方向に引き抜くことでペットの出入り可能な出入口が開口される。本件被告製品（組立後）は、出入口を開閉するスライドパネルが設けられ、このスライドパネルを介して住居スペースとトイレスペースとの間をペットが出入り可能なあるいはペットの出入りを規制する出入口をつくることが可能である。

d：本件被告製品（組立後）は、上記 a～c を特徴とするペットのトイレ仕付け用ケージである。

3 本件被告製品（組立後）の作用効果

本件被告製品（組立後）の作用効果は、本件特許発明の作用効果と同一である。

第4 本件被告製品（組立後）が本件特許発明の技術的範囲に属すること

1 構成要件 A について

(1) 本件被告製品（組立後）の構成 a は本件特許発明の構成要件 A を充足する。

(2) 「連結」充足性について

被告は、訴訟外の交渉において、本件特許発明の「複数パネルが連結された」における「連結」とはケージの側面を構成するパネルが物理的に分離することがないように結合されていることを必要とするところ、本件被告製品（組立後）は各フェンスが上下のフレームに差し込まれているだけで、組立後もフェンスが分離可能となっているから、「連結」の要件を充足しないと主張している。

しかし、

空欄 4

したがって、本件被告製品（組立後）の構成 a は「連結」の要件を充足する。

（３）「トイレの仕付けを行うペット用ケージ」充足性について

また、被告は、交渉過程において、本件被告製品は、ペットの居住用スペースとして販売されており、その用途をトイレ仕付け用ケージとして販売しているわけではないから、本件被告製品は、本件特許発明における「トイレの仕付けを行うペット用ケージ」に該当しないとも主張している。

しかし、

空欄 5

したがって、本件被告製品（組立後）の構成 a は「トイレの仕付けを行うペット用ケージ」の要件を充足する。

（４）よって、本件被告製品（組立後）の構成 a は、本件特許発明の構成要件 A を充足する。

２ 構成要件 B について

（省略）

よって、本件被告製品（組立後）の構成 b は、本件特許発明の構成要件 B を充足する。

３ 構成要件 C について

本件被告製品（組立後）の構成 c は、本件特許発明の構成要件 C を充足する。

これに対して、被告は、交渉過程において、本件特許発明の「仕切扉」とは、水平横方向に開閉可能なスライド式の戸で、かつ、完全に引き抜けるものではないことが前提とされており、上下垂直方向にスライドすることが可能なスライドパネルで、上方向に引き抜くことでペットの出入り可能な出入口が開口される本件被告製品（組立後）の構成 c は、本件特許発明の構成要件 C における「仕切扉」の構成を充足しないと主張している。

しかし、

空欄 6

よって、本件被告製品（組立後）の構成 c は、本件特許発明の構成要件 C を充足する。

4 構成要件 D について

（省略）

よって、本件被告製品（組立後）の構成 d は、本件特許発明の構成要件 D を充足する。

5 小括

以上のとおり、本件被告製品（組立後）は、本件特許発明の全ての構成要件を充足するから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

第 5 間接侵害該当性

特許法 101 条 1 号は、「特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等……譲渡等の申出をする行為」を「特許権……を侵害するものとみなす」と規定している。

ここで、特許法 101 条 1 号における「その物の生産にのみ用いる物」とは、一般的に、

空欄 7

を意味するものと解されている。

そして、本件被告製品は、

空欄 8

から、特許法 101 条 1 号が定める「その物の生産にのみ用いる物」に該当する。

したがって、本件被告製品を製造、販売し、または販売の申出をする被告の行為は特許法 101 条 1 号に定める間接侵害行為に該当するものである。

第 6 差止請求権及び廃棄請求権

(省略)

第 7 損害

1 特許法 102 条 1 項 1 号に基づく損害

空欄 9

2 小括

よって、原告は被告に対し、民法 709 条並びに特許法 102 条 1 項 1 号に基づき、被告に対して…（省略）…損害賠償請求権を有するものである。

第 8 結論

（省略）

証 拠 方 法

（省略）

附 属 書 類

（省略）

以 上

(別紙)

被告製品目録

ペット用ケージ組立キット「ペットのおうち」

被告製品（組立後）説明書

被告製品（組立後）の構成及び図面は以下のとおりである。

1. 被告製品（組立後）の構成

被告製品（組立後）は、正面フェンス、2枚の側面フェンス、後面フェンスを上下のフレームに差し込まれて結合されたことによって構成されるペット用のケージである（トイレ用の専用トレイが付属されている。専用トレイの図面は省略する）。

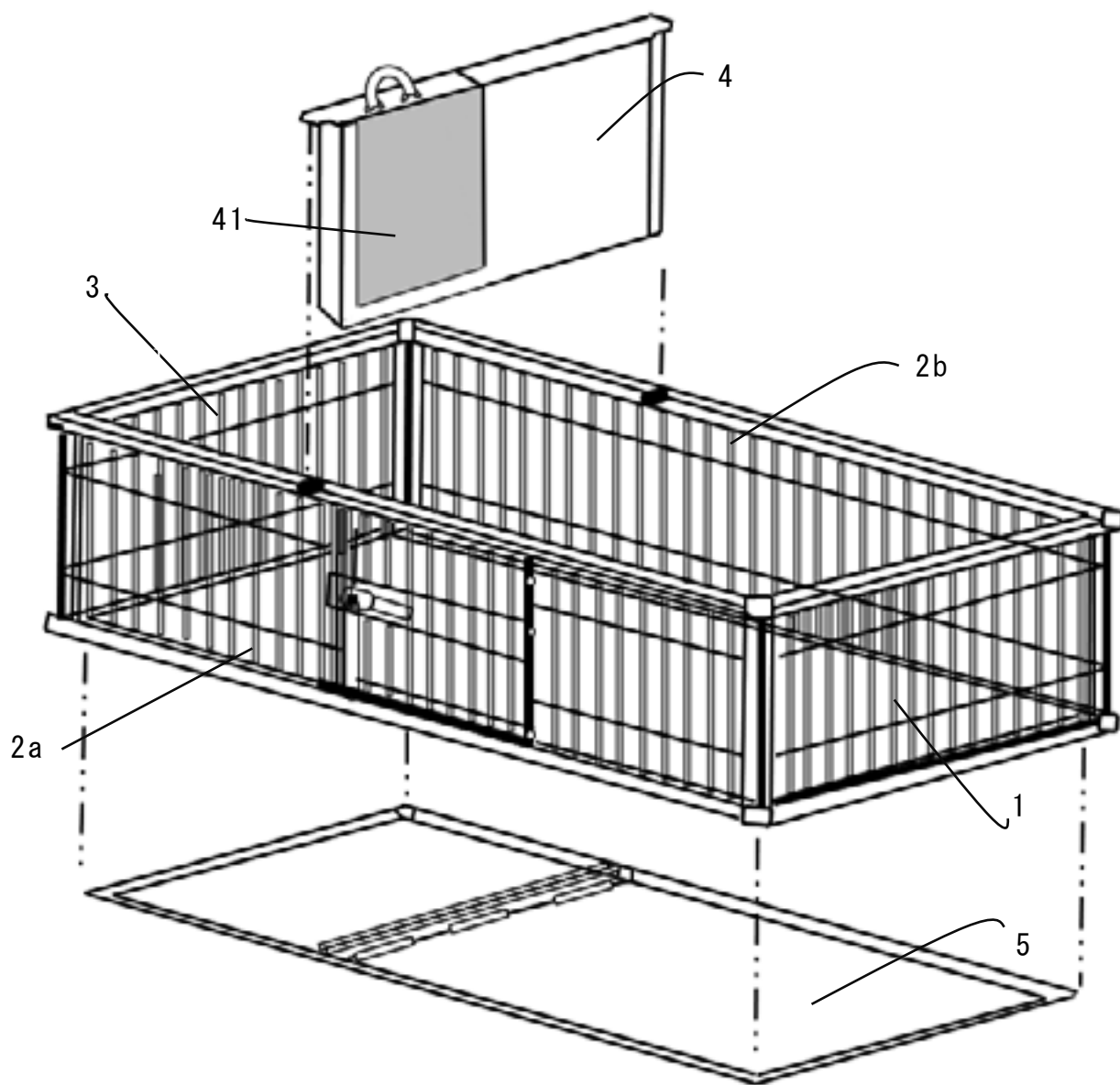
被告製品（組立後）では、前記ケージ本体の内部空間が正面フェンスと後面フェンスとの間に設置される仕切パネルによって仕切られており、ペットの住居スペースとトイレスペースに区画されている。

被告製品（組立後）では、設置された前記仕切パネルの中央部を基準に左右片側半分が上下垂直方向へとスライドすることが可能なスライドパネルとなっており、スライドパネルを上方向に引き抜くことでペットの出入り可能な出入口が開口される。被告製品（組立後）は、仕切出入口を開閉するスライドパネルが設けられ、このスライドパネルを介して、住居スペースとトイレスペースとの間をペットが出入り可能なあるいはペットの出入りを規制する出入口をつくることが可能となっている。

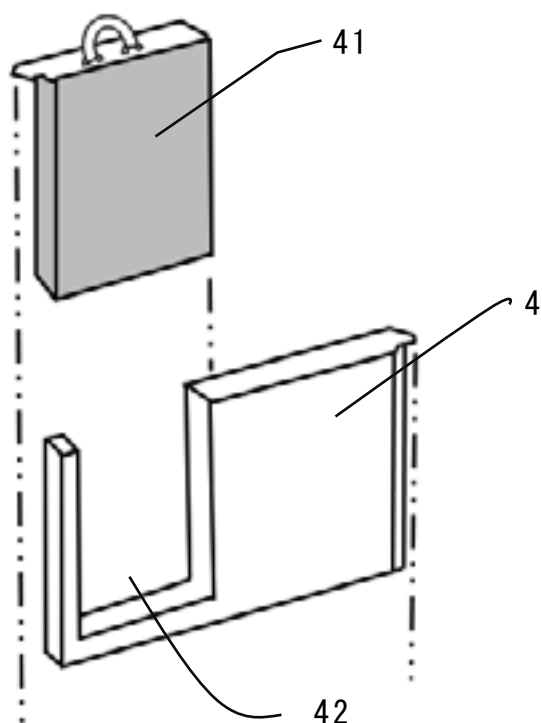
2. 図面の説明

第1図は被告製品（組立後）を分解して示す斜視図であり、第2図は被告製品（組立後）の仕切パネルの構成を示す斜視図である。

[第1図]



[第 2 図]



[符号の説明]

- 1 正面フェンス
- 2 a、2 b 側面フェンス
- 3 後面フェンス
- 4 仕切パネル
- 4 1 スライドパネル
- 4 2 出入口
- 5 トレイ

